

第3回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議 議事概要

日 時：令和3年9月15日（水）10：00～11：10

場 所：議事堂6階601特別委員会室

出席者：三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議委員9名

資 料：第3回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議事項書

資料1 第2回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト
会議で出された主な意見

資料2 政治倫理条例第4条内の「議員の定数の12分の1以上」に類
する規定

資料3 想定される措置の種類（他団体の事例）

資料4 懲罰

資料5 代表者会議等における謝罪事例

資料6 政治倫理条例施行規程等一覧（県、市）

資料7 逐条解説（御殿場市、海南市）

委 員： ただいまから「第3回三重県議会議員の政治倫理に関する検討プロジェクト会議」を開催する。

前回から少し日にちが空いているので、事務局から前回の課題について説明してもらおうが、議論を想起しながらお聞きいただきたい。

本日は前回の議論をもとに、論点整理を進めていきたいと考えているのでよろしくお願いいたしたい。初めに、前回の会議での発言を取りまとめたほか、事務局で整理すべき事項がいくつかあったので、一括して事務局から説明してもらおう。

事 務 局：（資料1～7により説明。）

委 員： 前回、整理すべきのご意見をいただいたところについては、今の説明のとおりであり、資料1についてはこれから議論するが、ただいまの説明に関してご質疑等があれば、今お出しいただきたいと思うがいかがか。

（意見なし）

委 員： よろしいか。では資料1の議論をやりながらこのことをもう少しということがあれば、またお出しただければと思うのでよろしくお

願いたい。

本日は前回の議論を集約した資料1について、先ほどの資料2から資料7までの補足資料を踏まえて、改めて論点整理をお願いしたいと思う。そして、本日の議論も加えて整理した結果を、後日皆様にお示しさせていただき、各会派での議論をお願いしたいと考えているので、よろしくお願いたしたい。

それでは、資料1にそれぞれの会派から出された意見をまとめているが、論点を明らかにするために、補足、あるいは再度の説明等があればお願いしたいと思う。まず、総括的意見について、特に補足等があればと思うがいかが。前文と関わってということでもいいかと思うが。

(意見なし)

委員： よろしいか。では、総括的意見については全体にかかる考え方というふうに考えさせていただくので、ここについて会派で云々ということは、全体的にそれぞれ細かく見ていただければ総括的な考え方に至ると思うので、ここは少し外させていただく。

そのうえで、前文について。新たな文言の追加修正についてご意見を出していただいているが、さらに何かご意見があればお出しをいただきたいと思う。

(意見なし)

委員： よろしいか。こういう言葉を入れてくださいという文言修正が書かれている。では、その辺について会派でご協議をお願いしたい。

では次に、第1条の目的に入る。ここも、内容はそのままではないかということだと思うが、特にご意見はなく、文言修正のみになっている。よろしいか。

(意見なし)

委員： では第2条の責務について。ここは規定を追加してはどうかというご意見をいただいているが、その辺りについて補足等があればお願いしたいと思う。

委員： 今日の説明にもあった中で、懲罰等については現職であるということが自治法上の規定になっているということだが、罰を云々ということではなくて、ここに書かせていただいた意味は、例えば自主的に職を辞された場合でも、そのことが議会で問題になり不透明なまま

であってはいけないという意味で、審査会を設置して調査をするときには、参加していただく、呼んで来ていただけるようなことは必要ではないかというふうに思っている。つまり、透明性というか、何かあったときに、議会がどれだけそのことの究明のために尽くし、事の次第を明らかにすることは必要かと思っている。

委員： 私の整理が間違っていたらまたご意見いただければと思うが、ここで懲罰の資料を出させていただいた理由は、議会政治倫理条例に基づく内容は、この地方自治法の懲罰規定とは違うものについてどう考えるかということが主眼だと思うので、この地方自治法の懲罰について引っ張られる必要はないのかなと思っている。議員辞職をした場合でも審査会を設置して、原因究明を調査するような規定を設けてはどうかというご意見だったと思う。この辺りを論点に加えさせていただけようと思うがよろしいか。

委員： 確認だが、審査会を設置するという限りは、辞職をされた方にも出席をいただき、お話を聞くことが前提になるということで議論するというスタンスでよいか。

委員： そういうことも大事だと思っている。例えば、百条委員会が設置された場合も、退職された職員の方とかが参考人として出ていただくなど、少し立場は違うとは思いますが、事実究明に議会が動くために、そういうシステムを持っているというということは大事だと思う。

委員： 論点に加えさせていただけようと思う。参考だが、長崎県、滋賀県の第3条3項にはそのような規定があるので、会派でご議論されるときに、その辺りも参考にいただければと思う。ほかにこの責務2条についていかがか。

委員： 新政みえが書かれている、説明責任の明確化を確認する必要があると自分も感じており、責務の第2条第3項で、自ら責任を進んで、その説明責任を明確にする義務を負うものとするということについて。それで説明責任を果たす場所について、自分が今まで見てきた中では、これまで代表者会議であったと思うが、どういう場所が必要なのかについて、しっかりと皆さんと一緒に決めていった方がいいのかなと思った。そのことだけ少し気になる。

委員： その辺りについては措置の10条のところ、代表者会議と審査会との関係をどう考えるかというご意見をいただいております、そのこと

とあわせて、代表者会議との関係がどうなるか、どこでどう説明するのかの辺りも各会派においてお考えいただければと思うが、それでよいか。

委員： 実際、当事者が議会の皆さんに説明する場所について、代表会議との兼ね合いを整理できればと思う。

委員： 分かった。事務局と正副で相談させていただき論点の中に加えさせていただく。他にこの責務2条についていかがか。

では、第3条の政治倫理規準のところに入りたい。何かご意見があればお出しいただきたいと思う。

委員： 先ほどから座長のほうで、論点に加えたいとか言われているが、この資料1を持ち帰って会派で議論するために、この内容で良いかという話をしているのか、あるいは今議論したのをもとに論点整理された別の資料が新たに出てきて、それを持ち帰って会派で議論するのか、確認いたしたい。

委員： もちろんこの資料1自体を会派で共有いただくのは結構かと思うが、これを出した時に、何を話し合っどどの結論をここに持ち帰っていただきたいかということは、明らかになっている方がいいと思うので、もう一度きちんと、このことについてお話をいただきたいというものをお示ししたいと思っている。

委員： この資料1をたたき台としてワンクッションをおいて新たなものが出てくるというので、それには時間的にもう少し先になると考えてもよいか。

委員： 事務局と相談しながら、もちろんここに挙げていただいたものは考え方として全てベースであるというふうに考えているが、作業のための時間をちょっといただきたいなというふうに考えている。いかがか。

委員： 承知した。

委員： 他にご意見があればお願いしたい。

委員： 改めてだが、この政治倫理規準と、それからそれに合わせて前段の総括的意見や前文の中に、やはり当然ながら時代背景が変わってきているという認識と、SNS等が非常に情報発信の中で大きな影響力を持ってきている背景だとか、そしてまたこのプロジェクトが立ち上がった三重県議会のバックグラウンドの実情も含めて、やは

り人権侵害について規準としてきちんと設けておくべきだということ
を改めて申し上げておきたい。

また、社会的な背景は、総括的意見や前文も含めて、全体をと
おして書き込んでいくべきではないかなというふうに思う。

委員： この政治倫理規準を考えていくときに、今日、資料4で示して
いただいた、地方自治法第134条のところ、議会内における様々な
問題については地方自治法上で罰せられ、調査を受けるものであ
って、議会以外のものが今議論をしている、政治倫理に関する条例
という理解でいいのか。そこを教えてもらえれば、この政治倫理規
準もどういったものが必要か、もう1回見直すことができると思
うので。

事務局： 委員が言われたとおり、自治法については、資料4の上の四角
囲みの下のところに、この法律並びに会議規則及び委員会に関する
条例に違反する議会内における議員の行為ということから、広い意
味で議会の中で、さらに会議規則と委員会条例に違反する行為とい
うことになってくるかと思う。それ以外については、この政治倫理
条例の中で整理いただくことになると考えている。

委員： 今の説明、資料4の下のほうに、議会の運営と全く関係のない
議員の議場外における個人的行為は懲罰事由とすることはできない
と書いてあるので、地方自治法は議会内のことであって、それ以外
の議会外のことを、この政治倫理の三重県議会の条例でやるとい
う、そういったことでいいと理解してよいか。

事務局： 最後の2行に書かれているとおり、議会の運営と全く関係のない
議員の議場外における個人的行為は懲罰事由とすることはできない
という、これは解説本で書かれていることだが、自治法の解説につ
いては、この自治法の懲罰理由を当てはめるのは会議規則、この
条文の中にもあるとおり、会議規則における規定と、それから委員
会に関する条例、これに違反した行為をした場合に議決により懲罰
を科することができることとされていることから、この自治法に基
づく懲罰は、会議規則と委員会条例の規定について違反した場合とい
うことになる。それ以外が広い意味で、議場外における個人的行為
とわかりやすく書いてはいるが、会議規則・委員会条例以外につ
いては、懲罰理由とはならないということになろうかと思う。

委員： 理解した。その次ページには公職選挙法に基づく様々なあっせん利得処罰とか、収賄とか、そういったものが書かれてあるので、それが重なっていいのかどうかとか、その辺がちょっと分けて考えないといけないのか、その辺も書き込んでいけるものなのかってのがちょっとわからなかったので質問させていただいた。

委員： その他、第3条についていかがか。「新たな規準を加えることについてどう考えるか」とか、「もし加えるとしたらどのようなことを加える」とか、その辺りがおそらく論点になってこようかというふうに思う。

では、第4条の審査の請求について。何かご意見があればお願いしたい。先ほど12分の1、8分の1についての説明も事務局からあった。その辺りについてお考えがあれば、いかがか。では、資料を参考に、その辺り審査請求の基準についてもお考えいただきたいと思う。県民による請求について、前回ご意見をいただいているが、ここで付け加えるべきこと、もう一度とめたいことがあればお出し願いたい。

委員： 「基準を決めなければならないが県民審査も大事である」という部分について、県民審査という言葉はあまりにもちょっと重いかなと思う。県民による請求の基準を何らか決めて行うことは大事だと思うが、県民審査というと請求の次の段階の話になってしまうので、ここでは少しふさわしくないのかなと今は感じるので、申し訳ないが訂正いたしたい。

委員： 了解した。県民による請求ということでお考えをいただければということで。今は県民による請求の条文は入っていないので、その考え方を入れ込むかどうかということについて、ぜひお話し合いをいただきたいと思う。例えば県民の50分の1以上と書かれているが、これは地方自治法第75条の事務監査請求というのが、有権者の総数50分の1以上の連署によって提出をすることができるという条文があり、おそらくそこから50分の1以上というふうに書いていただいていると思うので、論点に入れるとすれば、どういう考え方でもって入れるべきかどうかという辺りもお話し合いいただければと思う。

委員： 後に会派で議論することを視野に入れて、この請求のあり方は、この次の設置のあり方にも当然繋がって、一連の流れとしてシミ

ュレーション的にイメージしていかないと。切り離して考えると、請求のあり方としてはもちろんそれ単独で置くことにはなるのだが、後の設置の流れまでを含めて、あり方を見なくてはいけないのかなという、視点だけ少し申し上げておきたい。

委員： 今、住民という有権者に直接請求の権利、監査請求のことも言っていたが、そのほか条例の改廃とか、これ50分の1ではなく3分の1になるが、首長とか議員の解職、議会の解散ということもあるようで、他県の政治倫理条例とかで、住民の請求権を付与するようなどころはどういうふうになってるか少し教えていただけないか。

事務局： 第1回検討会議の資料で、県議会の中では、長崎県の第4条に、議長は議員等の行為が規定に違反する場合は審査諮問と。選挙権を有する県民の50分の1以上の者の連署をもって議員等の行為が前条に規定する行為規範に反する疑いがあることを証する資料を添付し、審査の申し出がなされるときも同様とするとの規定がある。まずは県議会では長崎ができるという話になっている。

委員： まだ十分ほかの状況とかも確認できてなく申し訳ないが、一つは条例の制定改廃を求めるとき50分の1の署名で直接請求はできると思うが、それを可とするか不可とするか、さらにそこから議会の議決か何かが必要だったと思うので、住民の請求があったからイコールもう設置をできるものなのか、それともまた何か住民の請求を受けて、そのことを議決か何か議会が判断をするのかっていうことも含めて議論は必要だと思う。いずれにしても、開かれた県議会という意味でも、50分の1なりで、この県民の請求権を何らかの形で付与することは、非常に必要なことだと改めて思う。

委員： 先ほど委員から請求だけじゃなくて、そこからの流れも含めて考えるべきだというご意見をいただいた。ただ、この項に関しては次どうするかっていうところは、まだ全く議論していないので、入口のところ、住民請求をどうするかというところについて、会派の中で、そもそもこの請求権を認めるかどうかということについて、ご議論いただければと思う。その先のこととして、どういう仕組みがふさわしいかまたそれぞれお考えいただければというふうに思うのでよろしく願いしたい。この住民、県民による請求の項、

他にいかがか。

では5条に移る。審査会の設置について。まず、設置の要件について、ここでもう一度ということがあれば、お出しいただきたい。前回確認をさせていただいたが、公明党から議員定数の3分の1以上かつ2会派以上の賛成により設置を決定するという案が出されている。ただし、その審査会請求については、12分の1あるいは8分の1のいずれかの方法で、そして設置の是非を決するときにはこのやり方がいいのではないかというご意見だったと思う。その旨ご確認をいただいたうえでご意見があればお願いしたい。

委員： 今の条例の中には設置のところで、請求があったときはこれを審査するため議会運営委員会に諮り、三重県議会の政治倫理審査会を速やかに設置するとなっているので、この前も言わせてもらったかもしれないが、やはり、会派構成、議会運営委員会のメンバー構成によって、多数決ということになると、いろいろと公平性や、そういったことも保てないことも考えられるため、こういった形で一定の基準を具体的に書かせていただいた。一つの案として、設置もしっかりと全議員が参画する形での設置にならないといけないのではないかと思う。

委員： 事務局に確認したいが、例えば議員定数の3分の1以上っていうことは、議決するという事なんだろうと思うが、その辺りの流れはどうなるか。

事務局： 議員定数の3分の1以上ということなので、全議員が参加した会議でこれを決めるということになる。例えば想定されるのは、まず本会議ということがあり、そして全員協議会、全議員が参加する会議はその辺りかと思うが、全協では採決の規定がないため、本会議の場でお諮りすることになってこようかと思う。一方、本会議については地方自治法で一定議決事件ということで、条例や予算とか整理されてる中で、議会で議決すべきものというふうに整理をしたうえで本会議に諮るということになる。もしするとなれば、もう少し踏み込んで整理して、本会議で議決を有するものかどうかという辺りが必要となってくるかなと。あと、少し考えると、百条委員会といったような、既存の仕組みもあるので、その辺との住み分けも場合によっては出てくるかと思う。

委員： では、後々もしこういった方向になればそういった手続きがどうなるかっていうところも、検討が必要だということ。ただ、今の条例では、議会運営委員会に諮って、設置が必要ですよとなれば速やかに設置するとなっているわけで。これの設置者は、議会運営委員会の委員長が設置するのか、議長が設置するのか。また、議会運営委員会に諮って、そこで多数決、議決というのか、多数決をとって、速やかに設置って書いてあるので、設置できるようになっているとの理解で良いか。

事務局： おっしゃるとおりで、議運のほうで多数決の規定により、設置となれば政治倫理審査会という審査会が設置されると。これは誰が設置するかということについては、議運がというよりは議会として、この条例に基づいて審査会を設置するという整理になろうかと思う。

委員： その辺りについても、どういう設置の要件を考えるかということをご検討いただきたいと思う。その時に議案としてきちっと出て、どういう手続きが取られているかということもまた事務局において、ぜひご確認をお願いしたいと思う。

では、設置をする際の委員について。いろいろ意見をいただいているが、特に付け加え等があればお出しいただきたい。外部委員の話とか。

委員： 補足的な話で、初めから外部委員を入れておく、あるいは必要に応じて聞くというスタイルがあるとは思いますが、聞く聞かないでまた議論になるのもいかなものかと思うので、考え方としては、形はどうあれ聞くなら聞くというスタンスは重要ではないかなと思う。必要に応じてとなると、必要かそうでないかの議論で分かれるようなことは意味がないかなと少し思ったので、補足的に。

委員： 第6条第4項で、審査会は審査のため必要があるときは、こうこういう方に対しその出席を求め、意見もしくは事情聴取し、または報告を求めることができると、「できる規定」で今置かれているが、それを「する、聞く」というふうにしておいた方がいいのではないかというご意見だったと思う。

委員： 我々の考え方は、外部委員は、その節目節目でという考え方であり、ここに書いていただいているとおりで、この政治倫理審査会の委員に請求者もなれるという考え方でいいのか。特に今の条例で

は、審査会は委員 11 人以内で組織する、委員は議員のうちから議長が任命するというので、委員の資格はすべての議員ということなので、審査会が必要だと請求した人も委員にはなれるということで、確認したいがどうか。

事務局： 言われるとおり、制限はしていないので、現行の規定では請求した方も委員になれるが、議長が決めることになるため、これまで委員をお決めいただく場合には、これは書き物としては存在しないが、色々な委員会、特別委員会、それから常任委員会もそうだが、会派で配分しながらというのがこれまでの慣例になっている。実際には、そういった会派配分をして会派の中から選定していくと。その過程の中で、審査請求した議員をどうされるかということは、その中で整理をしていただく形になっていくのかなと考える。それを明文化するかどうかについては、今、この場等でご議論いただければと思う。

委員： 今はまだ何も決まってない状況で、今の委員会配分のように各会派に枠が配分されて、誰を出すかは各会派で決めるとなると、審査請求者と審査する側と一緒にいいのかわかるかということも考えなくてはいけないのかなと感じたので確認をさせていただいた。

委員： 委員のありようについては、またこの先の議論で必要かと思う。他に委員のところではいかがか。形はどうであれ、初めから外部委員を入れておくべきではないかという意見や、できる規定ではなくて、どこかで意見聴取すべきではないかというご意見も前回あったように思う。いくつか論点が 5 の中にはあると思うが、外部委員を入れることの是非もあろうかと思う。

それでは審査会の運営のところ、6 条へ進める。公開について。ここは前回、原則として公開という意見がすべてだったと思う。反対のご意見はなかったが、非公開とする場合ということも考えておくべきだろうということで、被害を受けた方の申し出であったり、個人情報あるいは二次被害が起きるのかもしれないというような場合はというようなご意見もあったように思う。ここの項はいかがか。

(意見なし)

委員： では、措置のところに入る。今日、資料 3 で様々お示しをさせていただいたが、色々な考えられる措置を確認する方がいいのではな

いかとか、ご意見をお出しいただいた。この資料3の左側には、いくつか段階を追って書かせていただいている。この辺りを会派でお示しいただき、どんなふうを考えるかということ。それから、代表者会議に相当する会議での陳謝という規定は、他県事例では無かったが、その辺りを加えていくかどうかということも、ぜひお考えいただければと思う。例示が必要かどうかも含めて。資料3についてのご質問は無かったが、段階として皆さんイメージされることができるといいか。

委員： 2点言わせていただきたい。一つは、自分の頭の中でクエスチョンなので、ただ言うだけなんだが、措置の想定されるこういう上げ方っていうのは、一定必要ではないかという意見ではあるものの、逆に言うと、そんなにたくさんこの倫理条例にかけられる事案が、どこの議会もあるわけではないことを考えると、どの程度だったら何に当てはまるのっていう議論は、それぞれ審査会を設置され、措置を細かく分けてらっしゃるところは、何か基準があるのかなっていうことを少し思ったのと、もう一つ、自治法の懲罰の中の除名っていうのは、ここで言うところの議員辞職勧告と同じ意味だったか確認したい。

事務局： まず一つ目の他県議会においてこのような措置の事例があるが、どういった場合にこの措置を適用するのかについては、どうも電話等で確認をしているが特別の規定を作られていないということ。二つ目の除名については、自治法の除名は強制力のある規定になっており、この除名というのが、議員の3分の2以上の方の出席かつ4分の3以上の同意で、かなり高いハードルで議決されていくということ。これは強制力を持って議員の資格が失われることになる。

委員： 失職ということか。

事務局： そのとおり。そして、辞職勧告については、勧告をすることで、強制力はない。

委員： よろしいか。見ていただくと長崎県、滋賀県、広島県が全く同じ措置になっている、この辺りもちょっと勘案していただけるといいかなと思う。

それでは先に進む。被審査議員の弁護のところであるが、この部分で会派で何かお話し合いをいただきたいポイントについて、いかがか。

委員： 会派で特別深く議論をしたわけではないが、先ほど議論された有識者の部分と兼ね合ってくるのかこないのか。有識者として扱う場合は審査会全体で選任するのかもしれないが、弁護役として扱う場合は被審査議員が選任することになるかと思われる。例えば審査を受けている議員が自分の味方になってくれる人を自分で選任するというイメージ。その辺がいいのかどうかというのは、自分の中ではまだ特に整理がされているわけではなくて、ただ役割として、ロールプレイングというか、人間は弱いので1人を多数で攻めるという構図になるというのは、必要以上の罰を加えてしまいがちになりやすいと思う。やはり同じ側の立場に立つ役割として、複数人いるべきなのではないかという提起であるということ。

委員： その辺りの考え方もまとめさせていただき、その考え方について、採用するかどうかお考えいただいたらと思う。他にこの項でいかがか。

6 ページに進む。7条、8条、特に議長への報告。それから審査の結果の通知及び公表のところでは特にご意見はいただいていないが、いかがか。

(意見なし)

委員： 9条に進む。意見の提出及び公表であるが、これは特に論点というところではないと、確認をさせていただく。

次に第10条の措置。先ほど委員のほうからも出されたところであるが、代表者会議との関係をどう考えるかということだと思う。もう一度ご説明いただくことはできるか。お願いしたい。

委員： 資料3を見て、これまで自分としては知らなかったが、こういう議長による厳重注意とか、条例の遵守、また警告とか、そういったことがある中で、今現在のところの三重県議会では、自分の知る限り、代表者会議での陳謝というのが基本的になっているのかなと思う。資料3では、代表者会議での陳謝は他団体の事例では該当は無く、今後、審査会が開かれて何らかの措置がされるっていう場合に、ここでいう代表者会議で、今やっている陳謝がどの辺に入ってくるのか。重みについても資料3を見ながら、今後議会としてはどういった場が、どのような形が、ふさわしいのかを皆さんと一緒に議論していきたいなと思う。現状がそのように見受けられたので、この

ままでいいのかどうかも含めて検討させてもらいたいと思う。

委員： 他の項についていかがか。最後の第11条に進む。逐条解説を作成すべきというご意見もいただいた。逐条がいいのか、規則まできちんと書き込んでいくのかという辺りはあろうかと思うが、どうやってこの条例を運用するか分かるものがある方がいいだろうという意味だと思う。そのことについても、お考えいただくということでここにはまとめさせていただいてある。

では、ひととおり資料1に沿って、各条文について会派からいただいた意見をまとめさせていただいた。他に全体を通して、論点に関わって、ここで出しておくべき意見があればお出し願いたい。

委員： 措置のところで、委員の言われたところの確認だが、代表者会議で謝罪をした場合、記録には残るのか。

事務局： 代表者会議については、会議自体は公開しているが、インターネット中継はしていない。その中で、議会のホームページ上で議事録という形で、逐語ではないが、発言を抜粋して概要という形で記載するようにしている。例えば、誰々議員から謝罪がありましたとか。そういった程度で掲載されることになろうかと思う。お話しされた本文までは載らないと、現時点ではそのような扱いになっている。

委員： 公文書的な扱いではどうなるのか。

事務局： ホームページに上げている内容と同じものが議事録として、概要という形で記録として残ることになる。

委員： そもそも代表者会議とは、どういう会議なのか。ここでそういうことが行われてること自体、何か違和感があるのだが。

事務局： 代表者会議には規定があり、所掌事項というところでその所管について整理されている。代表者会議は次の事項について協議または調整を行うということで三つあり、一つは議会の行事に関する事。それから二つ目として、一般選挙後の議会の運営に関する事。三つ目として、議長が会派間の意見の調整その他議会運営上必要と認める事。この三つ目の、議会運営上必要と認める事ということの中で扱われているかと考えている。

委員： 分かった。

委員： 設置の根拠は申し合わせか、それとも何か条例法律に基づくものがあるのか。

事務局： 三重県議会代表者会議規程というのが整理されており、訓令という扱いで整理がされているとともに、地方自治法で、これは従来代表者会議という存在そのものがきちんと整理されていないという状況であったため、自治法が改正されて、協議及び調整をする場ということで、例えば代表者会議、それから全員協議会といった辺りが会議規則で規定され、公式な会議という扱いになっている。その流れの中で代表者会議規程という形で規定も整理されている。これに出席される場合は、公費で旅費も支給するという形で本会議や委員会並みの扱いとなっている。

委員： この他全体としていかがか。皆様から報告のご意見をいただいて論点整理を進めることができたと思う。今後、正副、事務局で整理をさせていただいたうえで、後日皆様に、このことについてお話し合ってくださいということをお送りしたいと思っている。次回改めてそれぞれの項目について、会派の結果をもってご協議いただきたいと思うのでよろしく願いいたしたい。ご協議いただく事項は以上だが、他にいかがか。

(意見なし)

委員： 他になければ、以上で第3回プロジェクト会議を終了する。